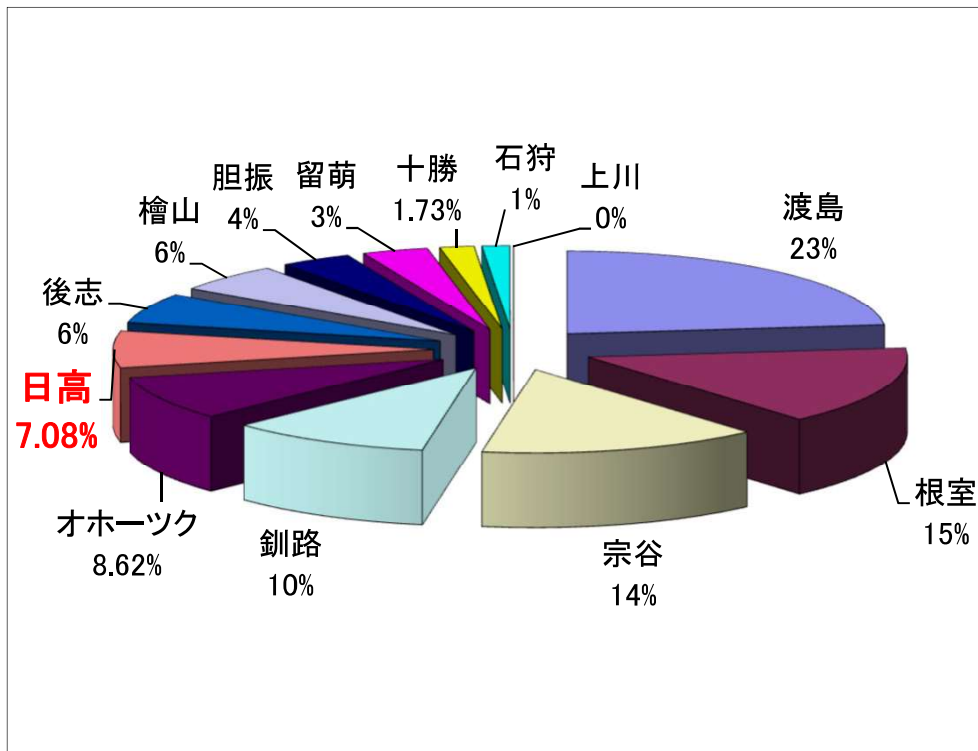


第9. 漁船勢力について

(1) 振興局別漁船隻数

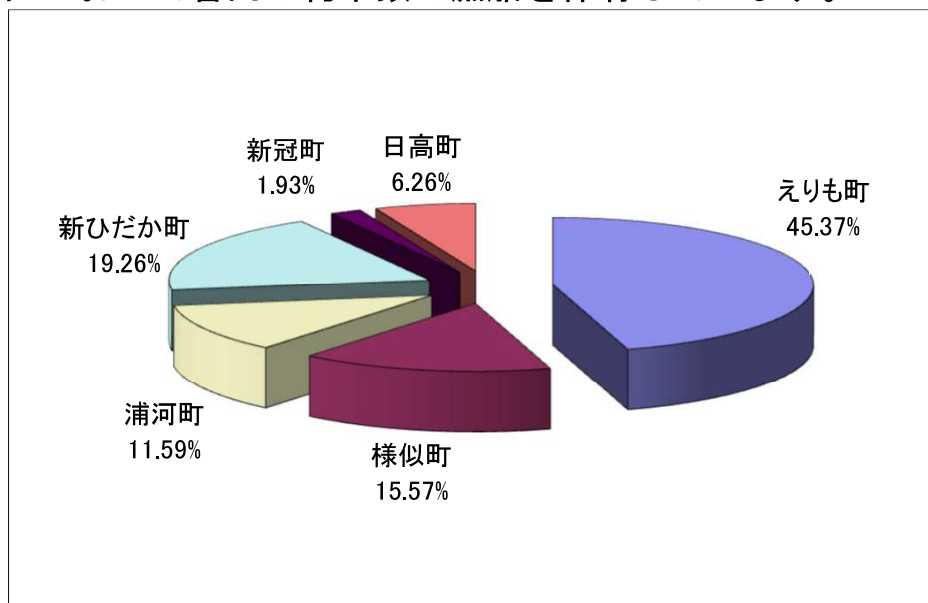
管内の漁船隻数は、平成30年12月31日現在1,708隻であり、全道の7.08%（振興局別第6位）となっています。



渡島総合振興局	5,611
根室振興局	3,689
宗谷総合振興局	3,404
釧路総合振興局	2,455
オホーツク総合振興局	2,079
日高振興局	1,708
後志総合振興局	1,441
檜山振興局	1,308
胆振総合振興局	867
留萌振興局	801
十勝総合振興局	417
石狩総合振興局	336
上川総合振興局	3
全道計	24,119

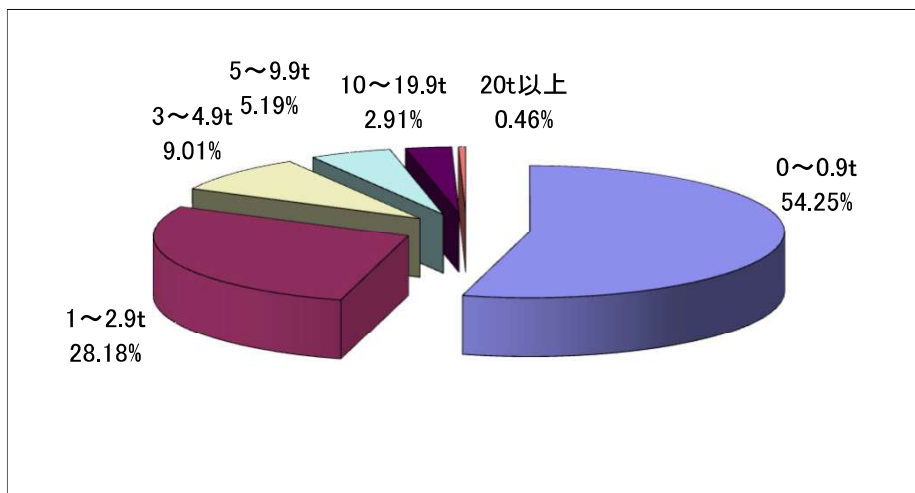
(2) 日高振興局管内漁船隻数

管内における漁船隻数は前年より総体で45隻（約2.6%）減少しています。階層別では、0～0.9t階層が22隻、1～2.9t階層が20隻、3～4.9t階層が2隻減少し、5～9.9t階層が変わらず、10～19.9t階層が1隻減少しています。また、地区別では、えりも町が775隻と管内全体の約45%を占め、様似町が266隻、浦河町が198隻、新ひだか町が329隻、新冠町が33隻、日高町が107隻となっており、えりも地区において管内の約半数の漁船を保有しています。



えりも町	775
様似町	266
浦河町	198
新ひだか町	329
新冠町	33
日高町	107
管内計	1,708

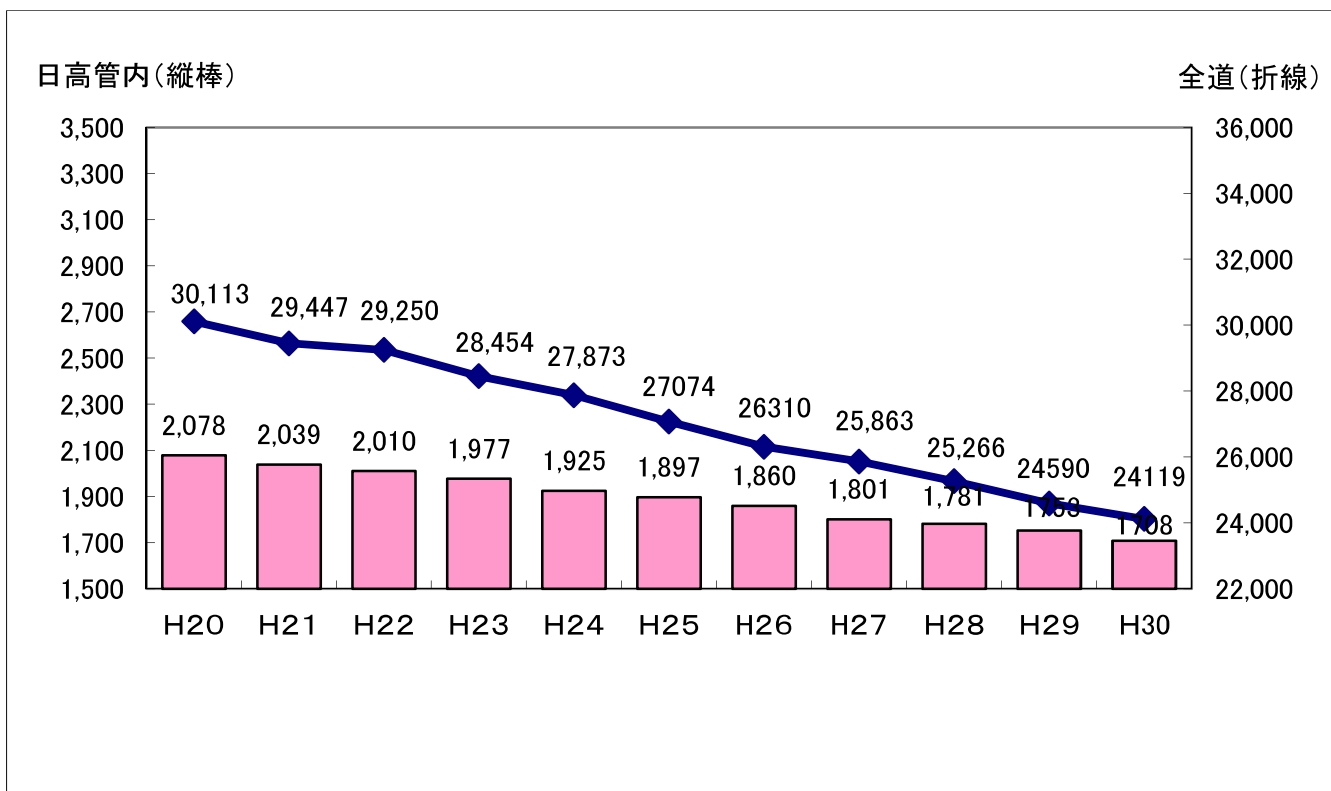
階層別では、1t未満船で管内全体の54.3%、1t～3t未満船で28.2%、3～5t未満船で約9.0%を占めており、5t未満船で管内漁船の91.5%を占めています。



階層 (Weight Class)	隻数 (Number of Vessels)
0t～0.9t	951
1t～2.9t	494
3t～4.9t	158
5t～9.9t	91
10t～19.9t	51
20t以上	8
管内計 (District Total)	1,708

(3) 漁船隻数の推移

全道及び管内ともに減少傾向にあります。
管内においては、10年前（H20）と比較して約18%減少しています。



第10. 漁業権漁業について

(1) 漁業権漁業 (海面)

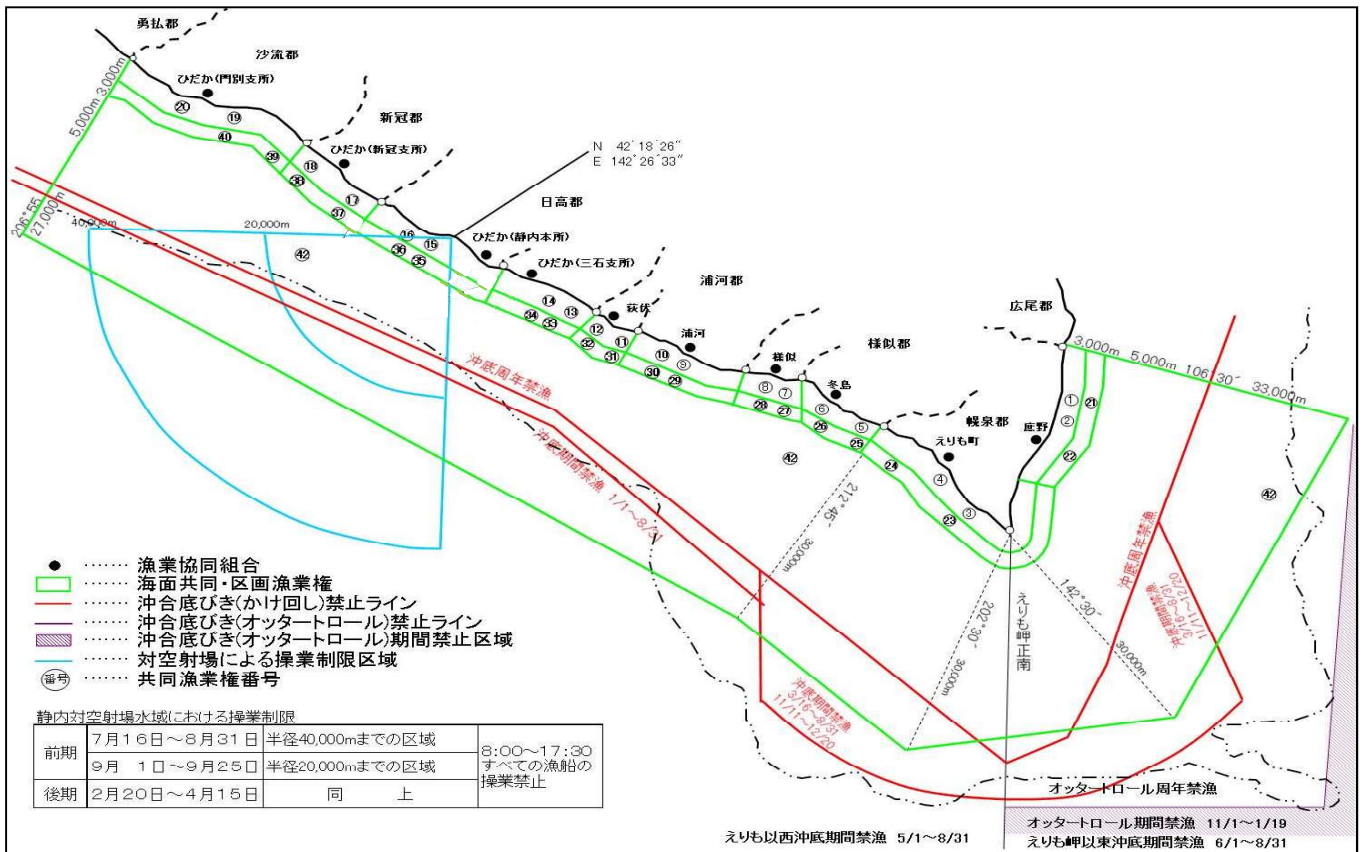
《共同漁業》

海面共同漁業権は、第一種から第三種共同漁業に区分され、漁協単有40件、管内3漁協共有1件の計41件が免許されており、漁業権の内容としては第一種は、主にこんぶ漁業、たこ漁業、ほっき貝漁業、第二種は、各種刺網漁業、第三種は、地びき網漁業となっています。

《定置漁業》

当管内に設定されている定置漁業権の漁業名称は、さけ定置網となっており春網、秋網、春秋併設網の3種類に区分され、その内訳は春網12ヶ統、秋網27ヶ統、春秋併設網19ヶ統の計58ヶ統が免許されています。

【漁業権漁場図 (海面)】



(2) 漁業権漁業 (内水面)

《共同漁業》

内水面共同漁業権は、ししやも漁業及びやまべ・こい漁業を内容とした第五種共同漁業として管内2件(2漁協)に免許されています。

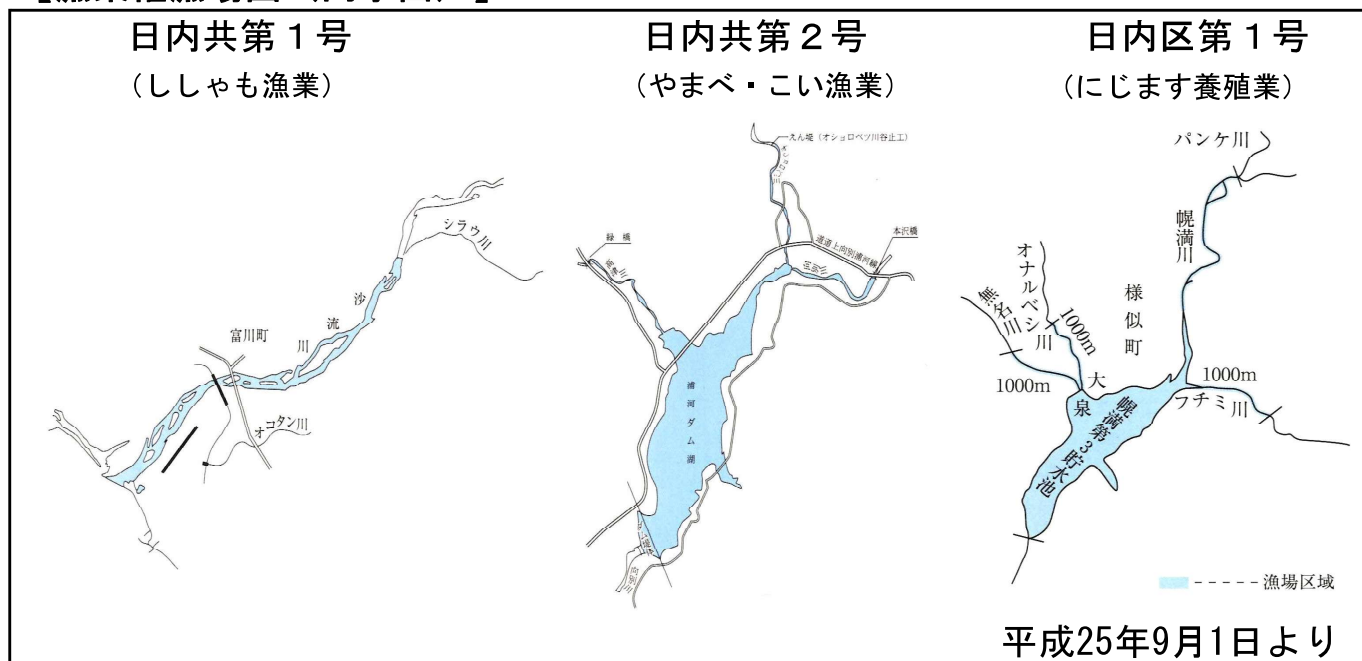
この漁業権には、その内容となっている水産動植物の増殖が義務付けられており漁業権者は、種苗放流、産卵床の造成等を実施しています。

《区画漁業》

内水面区画漁業権は、管内に1件(1法人)免許されています。

漁業の内容は、にじます養殖業となっています。

【漁業権漁場図 (内水面)】



第11. 知事・大臣許可漁業について

(1) 知事許可漁業

知事許可漁業は、日高振興局管内において、北海道海面漁業調整規則第5条に掲げる各許可漁業を営むものであり、管内全体の知事許可漁業は平成30年12月末現在で1,257件が許可されています。

管内の代表的な知事許可漁業は、つぶかご漁業、たこ漁業(箱、空釣)等です。

【漁業種類別知事許可漁業件数】

(平成30年12月末現在)

漁業種類		操業期間	件数
太平洋小型さけます流し網	10ト未満	4/15~7/7	6
	10ト以上		1
小型機船底びき網(手繰第二種)(ししやもこぎ網)		10/1~12/10	46
えびかご		3/1~10/31	48
かにかご	東部(えりも本所~庶野支所)	12/5~2/22	26
	西部(ひだか~冬島支所)	1/15~3/29	37
すけとうだら固定式刺し網	10ト以上	4/1~3/31	12
	10ト未満	4/1~3/31	148
たこ漁業	かご	3/1~10/31	208
	箱・空釣り	4/1~3/31	
あいなめかご		6/15~10/31	150
つぶかご		4/1~3/31	98
めめけ固定式刺し網		4/1~3/31	43

漁業種類		操業期間	件数
たら固定式刺し網		10/1~1/31	33
かれい固定式刺し網		10/21~4/30	56
小型機船底びき網(手繰第三種)(ほっきがいけた網)		4/1~3/31	103
小型機船底びき網(手繰第三種)(なまこけた網)		4/1~3/31	69
いか釣り		6/1~12/31	65
潜水器(うに、なまこ、えむし)		4/1~3/31	42
えりも以東太平洋海域におけるさんま漁業	流し網	7/8~9/30	56
	棒受け網(10ト未満)	7/22~11/30	1
	棒受け網(5ト未満)	7/15~11/30	-
さんま棒受け網(ホ-ツ海域)		8/20~12/25	4
かじき等流し網		1/1~12/31	5
合計			1,257

(2) 大臣許可、届出漁業

大臣許可漁業とは、漁業法第52条第1項に定められた漁業を営むものであり、届出漁業とは承認漁業等の取締りに関する省令第1条第3項に定められた漁業を営むものであります。

管内全体の大員許可漁業・届出漁業は平成30年12月末現在で36件となっています。

管内の代表的な大臣許可漁業は沖合底びき網漁業です。

【漁業種類別大臣許可、届出漁業件数】

(平成30年12月末現在)

漁業種類		操業期間	件数
許可	沖合底引き網	4/1~3/31	2
	遠洋かつお・まぐろ	4/1~3/31	1
	さんま棒受け網	8/1~12/31	4
	かじき等流し網	1/1~12/31	6
合計			13

漁業種類		操業期間	件数
届出	小型まぐろはえ縄	8/16~8/15	0
	小型するめいか釣り	1/1~12/31	23
合計			23

第12. 遊漁船業について

(1) 遊漁船業の適正化に関する法律について

遊漁船業を営むためには「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき北海道知事の登録を受けなければなりません。

○登録のための主な要件は次のとおりです。

- ・登録拒否要件（法第6条第1項）に該当していないこと。
- ・利用客1人あたり3000万円以上の損害賠償の保険契約等に加入していること。（省令第6条）
- ・遊漁船業務主任者を選任していること（法第12条）

※遊漁船業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、期間の経過により効力を失ってしまいます。

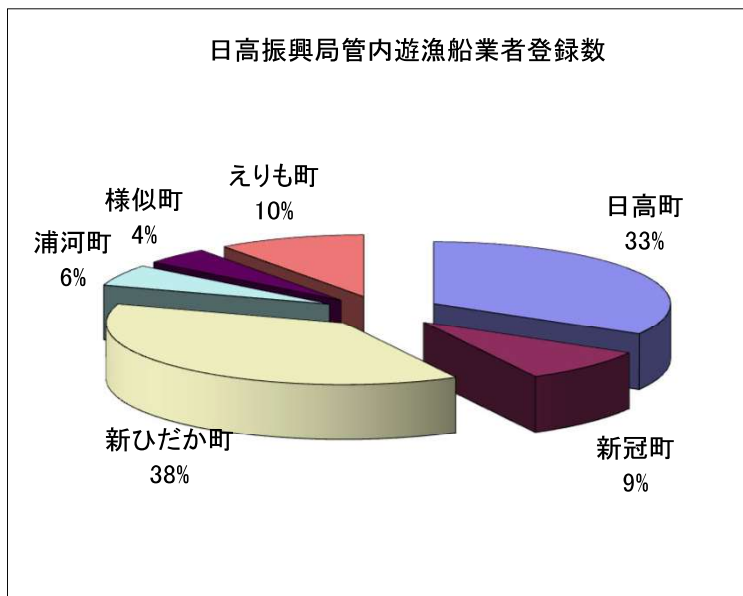
○遊漁船業務主任者になるための要件は次のとおりです。

- ・操船資格があること。（省令第10条第1項第1号）
- ・遊漁船業の実務経験を有するか、実務研修を修了していること。（省令第10条第1項第2号）
- ・遊漁船業務主任者講習を修了していること。（省令第10条第1項第3号）

※遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期間も5年間となっており、期間満了の前に更新の講習を受講しなければなりません。

(2) 遊漁船業者登録数について

日高振興局管内の遊漁船業者登録数は平成31年3月31日現在で、88名（法人含む）となっており、そのうち漁業と兼業する登録者は87名となっています。



町	登録数
日高町	29
新冠町	7
新ひだか町	33
浦河町	5
様似町	5
えりも町	9
管内計	88

(単位：名)

第13. 各種取締・規制について

(1) 内水面及び河口付近におけるさけ・ます等の採捕の禁止

<<内水面におけるさけ・ますの採捕禁止>>

内水面においては、水産資源保護法第25条の規定により「さけ」の採捕が禁止されています。

また、「ます」(さくらます、からふとます、べにます、ぎんます及びますのすけをいう。)については、北海道内水面漁業調整規則第45条の規定により同じく採捕が禁止されています。

<<河口付近におけるさけ・ますの採捕禁止>>

当管内の河川の河口付近においては、「さけ」及び「ます」の採捕の禁止区域、禁止期間を次の表のとおり定めています。(北海道海面漁業調整規則第42条)

また、各種漁業(小型定置漁業、底建網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、地びき網漁業及び船びき網漁業)については同表の区域、期間における操業を禁止しています。(同規則第42条の2)

【禁止区域及び禁止期間】

(平成31年3月末現在)

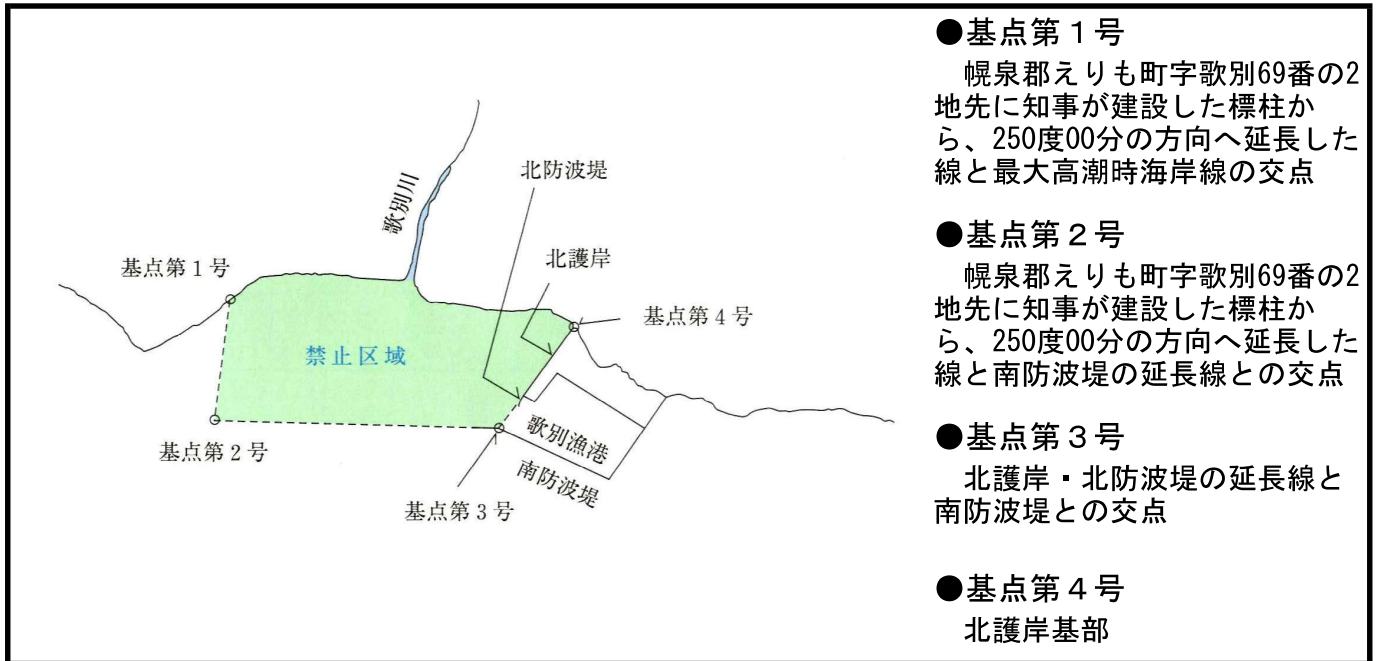
町名	河川名	禁止期間	区域 ※1		備考
			左・右岸(m)	沖合(m)	
日高町	沙流川	5/1~11/30	1,000	1,000	
新冠町	新冠川	9/1~11/30	700	700	
新ひだか町	静内川	5/1~11/30	1,000	1,000	
	三石川	5/1~6/30及び9/1~11/30	500	500	
浦河町	日高幌別川	5/1~11/30	1,000	1,000	
様似町	ニカベツ川	5/1~8/31	300	500	
えりも町	歌別川	5/1~11/30	次頁図のとおり		
	猿留川	5/1~11/30	300	300	

※1 左右岸の規制区域は標柱などで示されております。沖合距離は最大高潮時海岸線からの距離です。

(左岸とは河口から海に向かって左側の海岸です。)

この表で示している左右岸の距離は、一応の目安としてください。

【歌別川さけ・ます採捕禁止区域図】



●基点第1号

幌泉郡えりも町字歌別69番の2地先に知事が建設した標柱から、250度00分の方角へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

●基点第2号

幌泉郡えりも町字歌別69番の2地先に知事が建設した標柱から、250度00分の方角へ延長した線と南防波堤の延長線との交点

●基点第3号

北護岸・北防波堤の延長線と南防波堤との交点

●基点第4号

北護岸基部

＜＜やまべ禁漁について＞＞

5月1日から6月30日までの期間は、日高振興局管内すべての河川でやまべの採捕が禁止されています。

注 意

カギ（俗称「ひっかけ」）により、水産生物を採捕することは、北海道海面漁業調整規則・北海道内水面漁業調整規則で禁止されています。

違反した場合は同規則により罰せられますので注意して下さい。

※ ひっかけとは、針の形状に係わらず行為者が能動的に生物に漁具をひっかけて採捕する行為をいいます。

(2) 保護水面

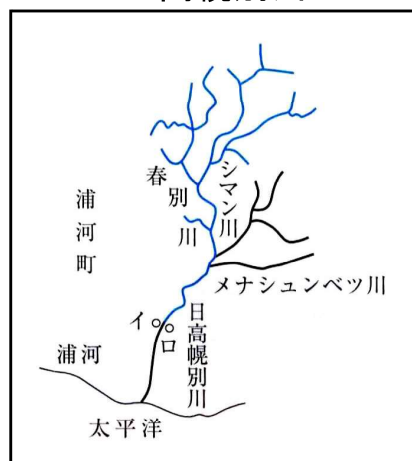
当管内では、水産資源の保護培養のため水産資源保護法第15条の規定により3河川が保護水面に指定されています。

保護水面においては、すべての水産動物の採捕が禁止されています。

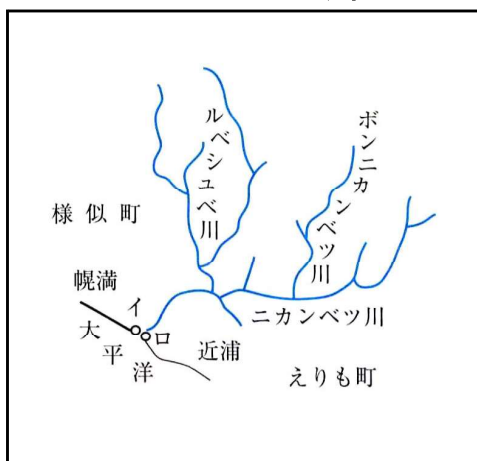
【保護水面指定状況】

河川名	区 域	禁止期間	保護動物	根拠法令
日高幌別川	幌別川本流西舎橋から上流春別川・シマン川・メナシュベツ川合流点間の本流と、春別川本支流	周年	水産動物	水産資源保護法第15条
ニカンベツ川	ニカンベツ川本支流			
歌別川	歌別川本支流			

日高幌別川



ニカンベツ川



歌別川

